

委員会提出議案第 6 号

境港市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

境港市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月21日 提出

提 出 者

境港市議会

議会運営委員会委員長 米 村 一 三

境港市議会委員会条例の一部を改正する条例

境港市議会委員会条例（昭和 31 年境港市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「経済厚生委員会（8 人）」を「経済厚生委員会（7 人）」に改め、同項第 3 号中「予算委員会（16 人）」を「予算委員会（15 人）」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 22 日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 委員の定数の改正（第2条関係）

境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例（令和2年境港市条例第25号）が次の一般選挙から施行され、議員定数が16人から15人になることに伴い、常任委員会のうち経済厚生委員会及び予算委員会の委員の定数を改正する。

	[現行]		[改正後]
経済厚生委員会	8人	⇒	7人
予算委員会	16人	⇒	15人

2 施行期日

令和4年2月22日

委員会提出議案第 7 号

境港市議会政治倫理条例の一部を改正する条例制定について

境港市議会政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月21日 提出

提 出 者

境港市議会

議会改革推進特別委員会委員長 長 尾 達 也

境港市議会政治倫理条例の一部を改正する条例

境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書きを削り、同条第2項中「団体から報酬を受領する役員」を「団体の役員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 補助等を受けている団体の役員等への就任規定の改正（第4条関係）

議員個々の政治倫理の透明性をより一層高めるため、市等から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体（以下「補助等を受けている団体」という。）の長には、その職に対する報酬受領の有無に関わらず就任しないよう努めることとし、あわせて、補助等を受けている団体の役員への就任、辞任、異動があった場合には、報酬受領の有無に関わらず議長へ届出を行うこととする。

2 施行期日

公布の日